

◎新潟県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 水原亀田線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市岡山町1075番3から同市岡山町747番3まで
- 3 供用開始の期日 令和7年9月19日